

農林水産知財通信：第8号 農林水産研究の知財ネットワーク 2025年11月5日

こんにちは！戦略的研究開発知財マネジメント強化事業事務局です。

秋も深まり、朝晩は肌寒さを感じる季節となりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

さて、今回は種苗の海外持ち出しと未譲渡性に関するQ&Aをご紹介します。

テーマ：種苗の海外持ち出しと未譲渡性

Q

当県が育成した登録品種について、県内の民間種苗会社の担当者から、この品種の海外での実用性について検討するため、海外に持ち出したいとの相談がありました。持ち出す品種は、試験増殖及び試験栽培のみに限定し、それ以外の目的への使用並びに第三者への譲渡、貸与、及び販売を行ってはならないこと、さらには持ち出した品種について、契約期間終了時には適切に処分すること等を契約締結できるのであれば、許諾しても海外で品種登録する際に支障は生じないと考えてよいでしょうか。

A

1. 問題点の確認

弁護士：民間種苗会社が県の品種の実用性を検討したいから、海外で試験させてほしいと言ってきたのですね。そこで、民間種苗会社にその品種の種苗を譲渡したいが、どのような契約をすればよいのか。特に、県では海外での品種登録も検討しているので、海外での試験によって品種登録に支障がないようにするにはどうすればよいか、ということですね。

質問者：民間種苗会社に種苗を譲渡すると、新規性が失われてしまうのではないかでしょうか。品種に新規性がなければ、海外で品種登録を受けることができなくなってしまうと聞いています。

（注：なお、UPOV条約（1991年法）では、品種登録出願の日から4年以内（樹木、ぶどうは6年以内）の国外での譲渡であれば新規性は失われないとされていますが、話を簡略にするため、この点は考えないことにします。）

2. 試験の目的での譲渡（UPOV条約）

弁護士：今回は試験の目的で譲渡するようですので、UPOV条約の加盟国であれば新規性は失われないはずです。UPOV条約とは、植物の新品種の保護に関する国際条約のことです（手引き35-37

頁参照）。この条約では「…当該品種の利用を目的とした他の者への販売その他の譲渡がされている」と新規性が失われるとされています。ここから、品種の利用を目的としない試験のために譲渡する場合や、品種を評価するための圃場試験、分析、小規模な加工試験などを行うことを内容とする契約に伴う譲渡などでは新規性は失われないと解釈されているのです。日本もUPOV条約の加盟国ですから、「試験若しくは研究のための」譲渡は新規性を失わないとされています（種苗法4条2項但書）。なお、日本では未譲渡性の要件ということが多いかもしれません。

3. 海外出願に際しての留意点

質問者: そうすると、栽培試験などのために譲渡するのであれば、海外での品種登録に問題はないのですね。

弁護士: 確かに、UPOV条約の加盟国であれば、そうなるはずです。ただ、UPOV条約に加盟していない国もありますし、加盟していても各国ごとに法制度は異なります。植物新品種等海外流出防止対策コンソーシアムの「今こそ海外出願！」（参考情報参照）というウェブサイトには海外出願マニュアルが紹介されています。このような資料を事前に確認しておかなければなりません。

なお、栽培試験等の結果にもよるのかもしれません、海外に出願するのであれば早めに手続きをすることに心がけてください。同じような品種が開発されたり、出願されたりするおそれもありますから（手引き53-54頁参照）。

4. 具体的な契約の内容など

質問者: ありがとうございます。持ち出し先がUPOV加盟国であることを前提にするとして、今回は具体的にはどのような契約にすればよいのでしょうか。

弁護士: 民間種苗会社が行うのは試験増殖及び試験栽培のみに限定して、目的外の使用や第三者への譲渡などを契約で制限しておきましょう。契約終了時には種苗や収穫物を確実に処分してもらわなければなりません。県の登録品種が流出しないように、試験期間や試験場所・管理者等細部まで含めて条項をつめておくとともに、実効性が担保されるように留意してください（手引き49頁参照）。

参考情報

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム「今こそ海外出願」ウェブサイト内「マニュアル・パンフレット・手引き」（<https://pvp-conso.org/download/>、2025年11月1日最終閲覧）

農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための知財マネジメントの手引き（<gakusyu-1.pdf>）

＜次回の配信予定＞

テーマ：個別ネットワークの活動経過#1

配信時期：11月19日頃

<メルマガのバックナンバー>

下記HPよりこれまで配信された全てのメルマガをご覧いただけます。

ぜひ、気になる情報をチェックしてください。

URL：<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/mailmagazine.html>

※メールマガジン記事の無断複製、無断転載を禁じます。